

平成 23 年度における契約状況のフォローアップ

平成 24 年 8 月
独立行政法人国立科学博物館

1. 平成 20 年度と平成 23 年度に締結した契約の状況

(単位：件、億円)

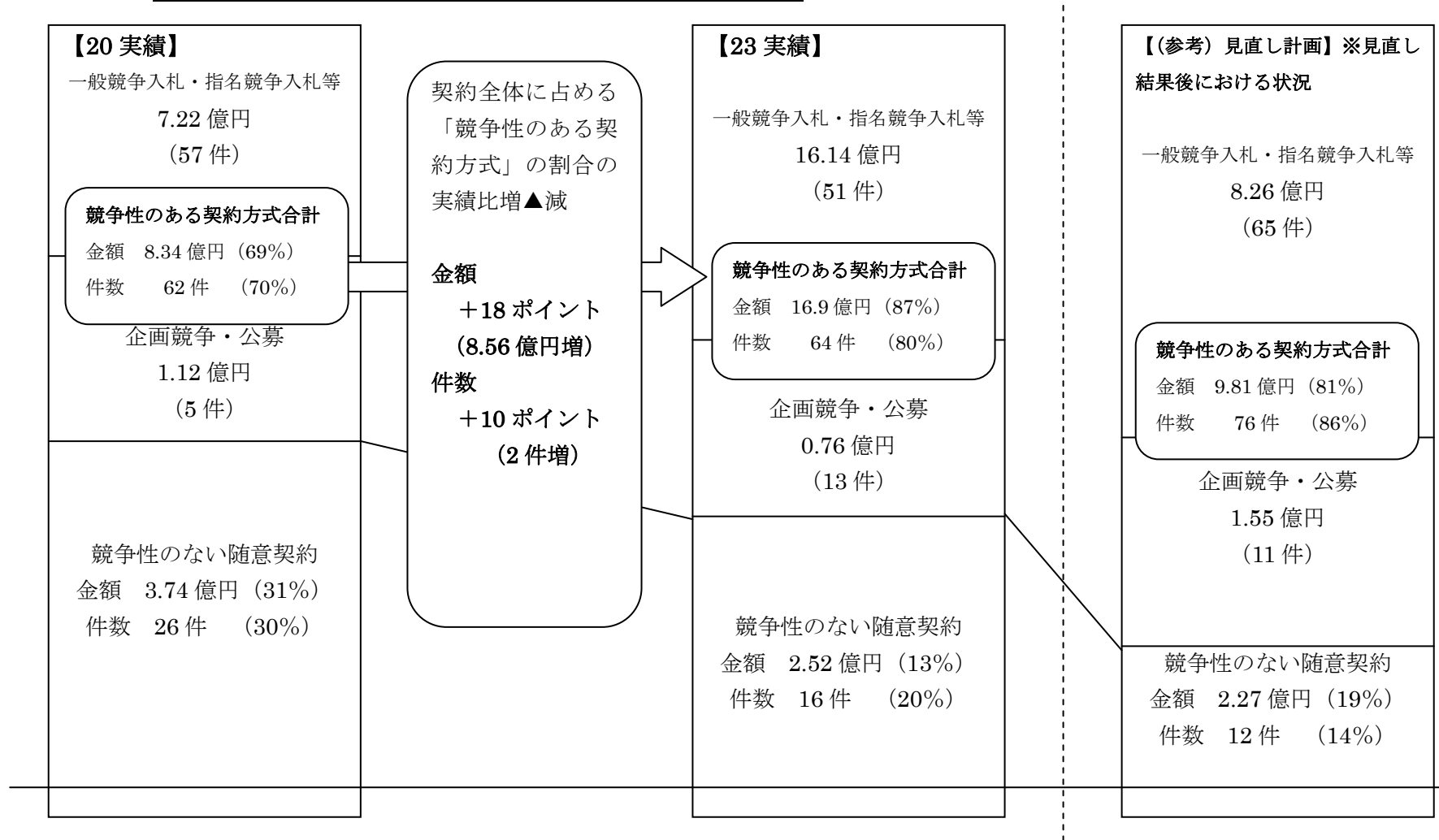
	平成 20 年度		平成 23 年度		比較増△減		見直し計画	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(65%) 57	(60%) 7.22	(64%) 51	(83%) 16.14	(△11%) △6	(124%) 8.92	(74%) 65	(68%) 8.26
企画競争・公募	(6%) 5	(9%) 1.12	(16%) 13	(4%) 0.76	(160%) 8	(△32%) △0.36	(13%) 11	(13%) 1.55
競争性のある契約（小計）	(70%) 62	(69%) 8.34	(80%) 64	(87%) 16.9	(3%) 2	(103%) 8.56	(86%) 76	(81%) 9.81
競争性のない 随意契約	(30%) 26	(31%) 3.74	(20%) 16	(13%) 2.52	(△38%) △10	(△33%) △1.22	(14%) 12	(19%) 2.27
合 計	(100%) 88	(100%) 12.08	(100%) 80	(100%) 19.42	(△ 9%) △8	(61%) 7.34	(100%) 88	(100%) 12.08

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の（ ）書きは、平成 23 年度の対 20 年度伸率である。

(注3) 見直し計画の計数等は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて（平成 21 年 11 月 17 日閣議決定）」に基づき公表した見直し計画である。

(参考) 図表 平成 20 年度と平成 23 年度に締結した契約の状況



(注) 「一般競争入札・指名競争入札等」には、不落・不調の随意契約を含む。

2. 見直し計画に掲げた競争性のない随意契約の割合に到達しなかった主な理由

平成 23 年度において、所有者を契約の相手方とせざるを得ないもの（標本の購入）、施工者を相手方とせざるを得ないもの（震災により破損した筑波地区昇降機の修理）等の競争を許さない契約案件が生じたため。

3. 平成 23 年度において、随意契約から一般競争入札等、企画競争、公募に移行した主な契約

① 一般競争入札へ移行

国立科学博物館発行雑誌企画編集等業務 一式 0.38 億円

② 企画競争へ移行

該当なし

③ 公募へ移行

該当なし

4. 一者応札・応募の改善状況

(単位：件、億円)

		平成 20 年度	平成 23 年度	比較増△減
2 者以上	件数	26 (42 %)	36 (56%)	10 (38%)
	金額	5.32 (64 %)	7.54 (45%)	2.22 (42%)
1 者以下	件数	36 (58%)	28 (44%)	△8 (△22%)
	金額	3.01 (36%)	9.37 (55%)	6.36 (211%)
合 計	件数	62 (100%)	64 (100%)	2 (3%)
	金額	8.33 (100%)	16.91 (100%)	8.58 (103%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約（一般競争、指名競争、企画競争、公募）を行った係数である。

(注3) 比較増△減の（ ）書きは、平成 23 年度の対 20 年度伸率である。

5. 一者応札、一者応募に係る改善方策 (URL <http://www.kahaku.go.jp/disclosure/supply/imgs/onesimprove.pdf>)

「関係法人等が契約の相手方となった案件」について、いずれの契約区分にも該当がない場合

6. 法人と一定の関係を有する法人との契約状況

平成 23 年 7 月 1 日以降に公示・公募等を行った案件のうち、当法人の関係法人等が契約の相手方となった案件はなかった。

(注 1) 「独立行政法人の行う契約に係る情報の公表について」(平成 23 年 6 月 3 日内閣官房行政改革推進室長)により、平成 23 年 7 月 1 日以降に公示・公募等がされた案件のうち、独立行政法人と一定の関係を有する法人が契約の相手方となる案件については、当該法人との間の取引等の状況等を公表することとされている。

(注 2) 関係法人等とは、以下の類型に該当する法人をいう。

(1) 関係法人：次の①及び②のいずれにも該当する法人

①当法人の役員経験者が再就職している、又は課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。

②総売上高又は事業収入に占める当法人との間の取引割合が 3 分の 1 以上である。

(2) 特定関連会社：「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」第 107 に規定する会社（当法人が議決権の過半数を所有等）

(3) 関連会社：「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」第 118 に規定する会社（当法人が議決権の 100 分の 20 以上を所有等）

(4) 関連公益法人等：「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」第 129 に規定する公益法人等（理事のうち当法人 OB が占める割合が 3 分の 1 以上等）